1:10,000 地形図

総括図	
縮尺	1/10,000
都市計画区域名	名古屋都市計画
市町村名	日進市

名古屋都市計画区域
日進市都市計画図

用途地域による建築物の用途制限の概要

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限 建てられる用途 建てられない用途 (1)、(2)、(3)、(4)、▲ 面積、階数等の制限あり										
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、床の面積の床面積が、50m2以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	例外処理の用途制限あり
店舗等の床面積が150m2以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店等 ② 作業場の面積が50m2以下 ③ 2階以下で、物品販売店舗、飲食店、洗濯小売店、銀行の支店、郵便局の窓口等の機能を有するサービス業用店舗のみ ④ 2階以下 ⑤ 物品販売店舗、飲食店を除く
店舗等の床面積が150m2を超え、500m2以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が500m2を超え、1,500m2以下のもの				○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が1,500m2を超え、3,000m2以下のもの					○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が3,000m2を超え、10,000m2以下のもの						○	○	○	○	
店舗等の床面積が10,000m2を超えるもの							○	○	○	
事務所等の床面積が150m2以下のもの				▲	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が150m2を超え、500m2以下のもの				▲	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が500m2を超え、1,500m2以下のもの					○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が1,500m2を超え、3,000m2以下のもの						○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000m2を超えるもの							○	○	○	
ホテル、旅館				▲			○	○	○	▲3,000m2以下
遊技施設・運動施設 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	▲3,000m2以下
カラオケボックス等				▲	▲	○	○	○	▲	▲10,000m2以下
遊技施設・風俗関係 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				▲	▲	○	○	○	▲	▲10,000m2以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等					▲	○	○	○		▲面積等の制限
キャバレー等、個室付浴場等								▲		▲風営法の規制を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、各種学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公益施設 公共用、一定規模以下の郵便の取扱いに係る施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲600m2以下
自動車教習所				▲	▲	○	○	○	○	▲3,000m2以下
単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	▲300m2以下 2階以下
附属車庫 建築物の附属車庫	①	②	③	④	④	⑤	○	○	○	① 300m2以下 2階以下 ③ 2階以下 ④ 3,000m2以下2階以下
倉庫業倉庫										
畜舎（15m2を超えるもの）					▲	○	○	○	○	▲3,000m2以下
パン屋、米屋、豆腐屋、麺子屋、洋菓子、菓子屋、和菓子屋、印刷屋、製版、製本屋、印刷業等の作業場の床面積が50m2以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	面積等の制限あり ▲2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						○	○	○	○	機械等、作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれがあまり少ない工場						○	○	○	○	作業場の床面積 ① 50m2以下
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場							○	○	○	② 150m2以下
危険性が大きいか、または、環境を悪化させるおそれが大きな工場								○	○	
自動車修理工場				①	①	②	③	④	○	作業場の床面積 ① 50m2以下 ② 150m2以下 ③ 300m2以下 ④ 600m2以下
危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			○	○	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が少ない施設						①	①	○	① 1,500m2以下 2階以下
	量がやや多い施設							②	○	② 3,000m2以下
	量が多い施設								▲	

(1)、(2)、(3)、(4)、▲ 面積、階数等の制限あり

この表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての条件について掲載したものではありません。
この表は、平成28年8月28日現在によるものです。

市街化区域及び市街化調整区域	当初 昭和45年11月24日	愛知県告示 第 907 号
	平成31年3月29日	愛知県告示 第 214 号
用途地域	令和3年12月15日	日進市告示 第 314 号
都市計画道路	平成25年11月8日	愛知県告示 第 539 号
	平成28年11月8日	愛知県告示 第 209 号
都市高速鉄道	昭和55年12月26日	愛知県告示 第 1312 号
公園	平成22年12月24日	愛知県告示 第 777 号
	令和2年3月16日	日進市告示 第 43 号
緑地	平成22年12月24日	日進市告示 第 181-2 号
下水道	平成27年3月23日	日進市告示 第 60 号
準防火地域	平成31年3月29日	日進市告示 第 92 号
高度地区	平成11年4月13日	日進市告示 第 73 号
地区計画		
日進竹の山南部	平成31年3月29日	日進市告示 第 93 号
日生東山園	平成30年4月1日	日進市告示 第 136 号
米野木駅前	平成31年3月29日	日進市告示 第 94 号
日進笠寺山	平成20年12月24日	日進市告示 第 247 号
赤池箕ノ手	平成31年3月29日	日進市告示 第 95 号
岩藤麓	平成28年8月1日	日進市告示 第 271 号
土地区画整理事業		
赤池箕ノ手	平成23年12月28日	日進市告示 第 210 号
日進北部	平成31年3月29日	日進市告示 第 96 号
特別用途地区（研究開発地区）	平成13年6月29日	日進市告示 第 104 号

地区番号 No.1
地区名 菅久山西部地区

凡例
用途地域を変更する区域

都市計画図凡例

計画の種類	計画の名称	表示
区域区分	市街化区域	
用途地域	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
地域地区等	準防火地域	
	高度地区	
	地区計画	
	研究開発地区	

計画の種類	計画の名称		表示
交通施設	都市計画道路	県決定	(3・4・27)
		市決定	(3・5・18)
	都市高速鉄道		
	駅前広場		
公共施設	公園		
	緑地		
	下水処理場（浄化センター）		
市街地開発事業（土地区画整理事業）	施行済地区		(都市計画事業)
	施行中地区		(都市計画事業)
	都市計画決定区域		
市町村界			
町界			
丁目・字界			

高度地区の規制内容

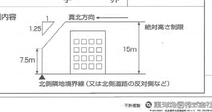

位置図

留意事項
① この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画のおおむねの位置・区域を表示したものです。
位置・区域等の詳しいことをお知りになりたい場合は、市役所にある備え付けの縦覧用計画図（縮尺1/2,500など）をご覧ください。
② 道路における張出示は、都市計画決定どおり整備されている区間を示したものです。

1:10,000

日進市

令和4年1月作成　この地図は、平成28年12月調製の1：2,500日進市都市計画基本図を縮小編集したものである。

不許複製 東京地図作成社・調製